

森町公共下水道事業経営戦略 (第 1 次改定)

【計画期間 令和 8～17 年度】

令和 8 年 3 月

森町 上下水道課

(このページは白紙です)

第1章 経営戦略の改定について	1
1-1. 経営戦略改定の目的等	1
1-2. 経営戦略の位置付け	1
1-3. 計画期間	1
1-4. 本改定のポイント	1
1-5. 下水道事業会計の仕組み	2
1-6. 用語の定義	3
第2章 公共下水道事業の現況	4
2-1. 公共下水道事業の概要	4
2-2. 公共下水道施設の整備状況	6
2-3. 公共下水道事業会計の現況	7
2-4. 下水道使用料体系の現況	8
2-5. 民間活用の現況	8
2-6. 組織体制の現況	9
2-7. 公共下水道事業経営の現況	10
第3章 将来の事業環境	12
3-1. 行政区域内人口の見通し	12
3-2. 処理区域内人口・水洗化人口	12
3-3. 下水道有収水量の見通し	13
3-4. 下水道使用料収入の見通し	13
3-5. 施設の見通し	14
3-6. 組織の見通し	14
3-7. 建設工事環境の見通し	14
3-8. 長期貸付利率の見通し	14
3-9. 公共下水道事業の課題	15
第4章 経営の基本方針	16
4-1. 基本方針	16
4-2. 基本施策	16
4-3. 経営目標	16
第5章 今後の主要な取組	17
【施策1】 処理施設における老朽化対策の推進	17
【施策2】 官民連携の推進(技術力の確保)	17
【施策3】 水洗化率の向上に向けた取組の推進	17
【施策4】 適正な使用料水準の検討	18
【施策5】 資本的収支における資金不足の解消	18
【施策6】 汚水処理人口普及率の向上	18
第6章 適正な使用料水準の検討	19
第7章 投資・財政計画(収支計画)	22
7-1. 投資計画	22
7-2. 財源計画	22
7-3. 投資以外の経費	23
7-4. 物価上昇について	23
7-5. 投資・財政計画の策定	24
第8章 経営戦略の進捗確認と改定の方針	26

【別紙1】経費回収率の向上に向けたロードマップ	27
【別紙2】原価計算表	27
【別紙3】投資・財政計画	28

第1章 経営戦略の改定について

1-1. 経営戦略改定の目的等

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、経営健全化の取組が求められています。

本町では、令和6年度から公営企業会計に移行し、経営状況の「見える化」を図ってきました。こうしたなか、総務省から「経営戦略」見直しに対する技術的助言が示されたことを踏まえ、更なる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的として当初計画を改定します。

当初計画においては、「次期経営戦略の改定に併せて収支構造の適切性についても検証を行い、おおむね5年に1度、下水道使用料改定を検証する」と定めています。これを踏まえ、今回の改定に併せて使用料改定のシミュレーションを実施し、経費回収率の向上を目指します。

表1 森町公共下水道事業経営戦略の経緯

区分	計画期間	策定期間
森町公共下水道事業経営戦略【当初計画】	令和4～13年度(10年間)	令和4年3月
森町公共下水道事業経営戦略【第1次改定】	令和8～17年度(10年間)	令和8年3月

1-2. 経営戦略の位置付け

本経営戦略は「第9次森町総合計画」を上位計画とし、「森町公共下水道全体計画」及び「森町公共下水道事業計画」との整合を図りながら、公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画として位置付けます。

1-3. 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、本経営戦略の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

1-4. 本改定のポイント

今回の経営戦略改定に当たってのポイントは以下のとおりです。

<経営戦略改定のポイント>

- ①令和6年4月に本町公共下水道事業に地方公営企業法を適用^{※1}したことを踏まえて、公営企業会計方式にて投資・財政計画を策定
- ②令和6年度に実施した「下水道全体計画の見直し(計画区域の縮小)」^{※2}を踏まえて、投資・財政計画を策定(縮小した区域は図3を参照)
- ③「国立社会保障・人口問題研究所」から公表された最新の人口推計(令和5年12月公表)を投資・財政計画に反映
- ④耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた更新費用を試算し、投資・財政計画に反映
- ⑤近年の物価上昇を投資・財政計画に反映
- ⑥投資・財政計画の策定に当たり、適正な使用料水準を検討
- ⑦「経費回収率の向上に向けたロードマップ」^{※3}を改定

※1 財政マネジメントの強化のため、官庁会計方式から公営企業会計方式への移行を目的としたもの。

※2 経済性に基つき全体計画区域を351.0haから217.4haに縮小[円田地区及び太田川左岸地区の削除](第2章参照)

※3 今後10年程度での段階的な使用料の適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載したものの、「社会資本整備総合交付金等の交付に当たっての要件等の運用について」(令和7年4月1日 国水第65号)において経営戦略に記載することが求められている。

1-5. 下水道事業会計の仕組み

(1) 収益的収支と資本的収支

下水道事業会計は、地方公営企業法に基づき収益的収支と資本的収支に区分されます。収益的収支は、主に下水道施設の維持管理を行うための収入・支出です。一方、資本的収支は、下水道施設の整備や更新を行うための収入・支出です。

資本的収支は、その性質上、支出が収入を上回ることが一般的であり、この収支不足を補填するために用いられる財源を「補填財源」といいます。この「補填財源」の主な内訳には、減価償却費等の非現金支出によって内部に蓄積された「損益勘定留保資金」があります。

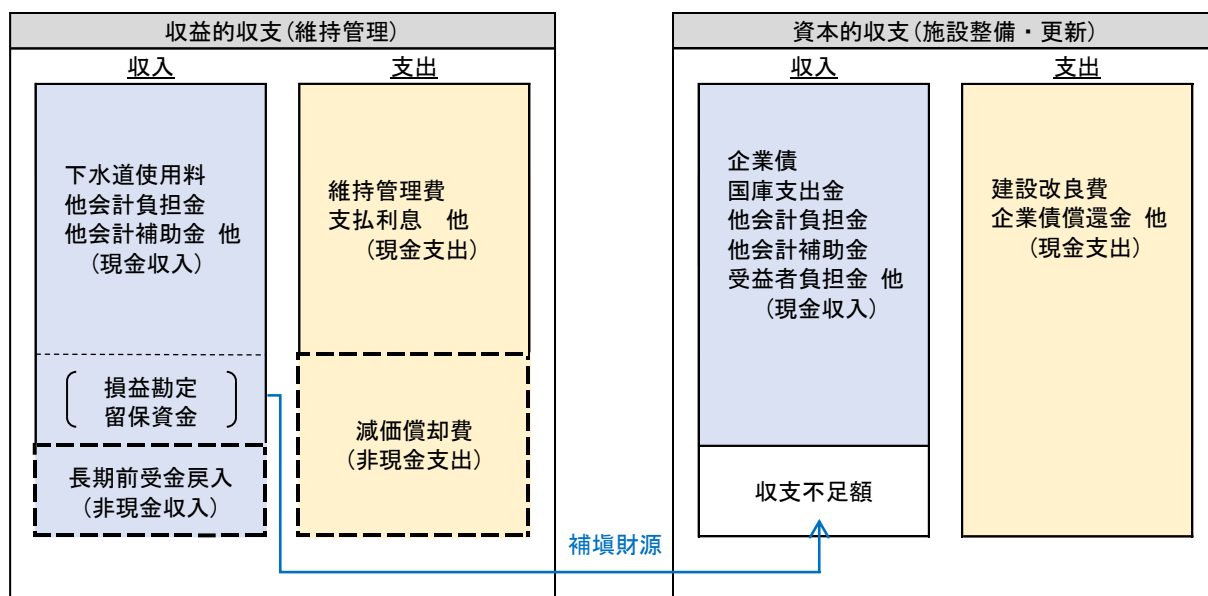


図1 下水道事業会計のイメージ

(2) 経費負担区分

第5次下水道財政研究委員会(昭和60年)の提言によれば、下水道事業の維持管理に係る費用の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則とされ、汚水処理に要する費用は下水道使用料によって賄うべきものとされます。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い「分流式下水道等に要する経費」等は、公的な便益も認められることから公費(他会計負担金)により負担します。

(3) 他会計からの繰入

他会計(一般会計)から下水道事業への繰入(公費負担)は、負担金と補助金に区分されます。このうち、負担金(基準内繰入)は総務省通知※4に基づき、公的な便益が認められる経費に対して繰り入れるものです。一方、収支不足に対する補填等の総務省通知に基づかない繰入は、補助金(基準外繰入)として取り扱います。

(4) 経費回収率

下水道事業の経営状況を評価する指標として経費回収率があります。経費回収率は、汚水処理に要する費用をどの程度下水道使用料で賄えているかを表すもので、「汚水私費」の原則に基づき100%にすることが望ましいとされます。

経費回収率が100%に満たない場合には、経費の削減や下水道使用料の改定等により経営状況を改善する必要があります。

※4 「令和7年度の地方公営企業繰入金について」(令和7年4月1日 総財公第28号)

1-6. 用語の定義

本経営戦略で用いる用語の定義を以下にまとめます。

①下水道計画関係

■下水道事業経営戦略

下水道事業の中長期的な経営の基本計画として位置づけられるもの。総務省の通知に基づき策定される。

■公共下水道全体計画

自治体の都市計画と整合を図りつつ、下水道の目指すべき長期的な方向性を定める計画。

■公共下水道事業計画

当面 5～7 年程度の下水道整備内容を定める計画。下水道法に基づき策定される。

■下水道ストックマネジメント計画

施設の長期的な状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを目的として策定される計画。

②財務関係

■地方公営企業法

地方自治体が経営する上下水道や病院等の公営企業について、組織、財務、職員身分等を定める法律。

■地方公営企業法の適用

財政マネジメントの強化のため、官庁会計方式から公営企業会計方式への移行を目的としたもの。本町では、令和 6 年 4 月 1 日に公共下水道事業に地方公営企業法を適用した。

■官庁会計方式

単一の会計（歳入・歳出）の中で、「現金の出入り」のみに着目して予算の執行状況を管理する方式。

■公営企業会計方式

「収益的収支」と「資本的収支」という二つの収支で経営状況と資産状況を管理する方式。

■収益的収支

施設の運転や維持管理等の下水道サービスの提供に要する収支。

■資本的収支

施設整備や更新等の設備投資を行うための収支。

■減価償却費

資産の取得価額を支出として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して費用化を図るもの。

■長期前受金戻入

資産を取得した際にその財源として補助金等を活用した場合、その補助金等を収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して収益化を図るもの。

■他会計繰入金

他会計からの繰入金を指し、他会計負担金と他会計補助金に区分される。

■他会計負担金

「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）に基づき、公的な便益が認められる経費に対して他会計から繰り入れるもの。（基準内繰入）

■他会計補助金

「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）に基づかない他会計繰入金。（基準外繰入）

■企業債

地方公営企業が施設の整備等に要する資金を借り入れることによって生じる債務。

■下水道事業債

下水道施設の整備や更新を目的とした企業債。

■資本費平準化債

「下水道事業債の元金償還期間」と「下水道施設の減価償却期間」の乖離によって生じる資金不足を解消するための企業債。

■資本費

減価償却費と支払利息の合計。

■維持管理費

施設の運転や維持に要する費用。

■補填財源

資本的収支において、収支不足を補填するために用いられる財源であり、主な内訳として損益勘定留保資金がある。

■損益勘定留保資金

減価償却費等の非現金支出によって内部に蓄積された資金。

■資金期末残高

年度末時点において、下水道事業が運用可能な現金の総額。キャッシュ・フロー計算書上の「資金期末残高」と同一の数値を指す。

③事業環境関係

■行政区域内人口

行政区域内に住居している人口の総数。

■処理区域内人口

下水道が整備された区域内に住居している人口。

■水洗化人口

下水道が整備された区域のうち、実際に下水道に接続している人口。

■有収水量

下水道使用料の徴収対象となる水量であり、下水道使用者が実際に排水した汚水の量。

④経営指標関係

■水洗化率

処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合を表す指標。

■使用料単価

有収水量 1 m³ 当たりの使用料収入を表す指標。

■汚水処理原価

有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理に要した費用（汚水資本費 + 汚水維持管理費）を表す指標。

■経費回収率

汚水処理費をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを表す指標。

第2章 公共下水道事業の現況

2-1. 公共下水道事業の概要

(1) 公共下水道事業の概要

公共下水道は、主に市街地における下水の処理を目的として整備されるものです。

本町公共下水道事業は、天竜川左岸流域別下水道整備総合計画※⁵を上位計画として平成16年9月に当初事業認可を取得し、平成21年3月に一部区域の供用を開始しました。

令和6年度末には、公共下水道事業計画面積の約97.0%に相当する209.9haの整備が完了しています。

表2 本町公共下水道事業の概要(令和7年3月時点)

項目	内容
事業種別	公共下水道事業
処理区数	1処理区(森処理区)
流域下水道への接続	なし
供用開始年月日	平成21年3月29日
地方公営企業法適用年月日	令和6年4月1日
公共下水道全体計画面積	217.4ha(令和6年度に351.0haから217.4haに縮小 図3参照)
公共下水道事業計画面積	217.4ha
下水道整備面積	209.9ha(公共下水道事業計画面積の約97%)
処理区域内人口	5,929人(人口密度27.27%)
水洗化人口	3,544人(水洗化率59.8%)
施設概要	管路施設
	47.7km
	マンホール形式ポンプ場
	5か所
	ポンプ施設
	なし
	処理場
	1か所(森町浄化センター)

(2) 汚水処理人口普及率

令和6年度末時点における静岡県内の汚水処理人口普及率(行政区域内人口に対する汚水処理人口の割合)を図2に示します。

本町の汚水処理人口普及率は令和6年度末時点で59.9%であり、県内平均(75.0%)を下回っています。そのため、様々な汚水処理方法により、汚水処理人口普及率の向上に向けた取組の推進が必要です。

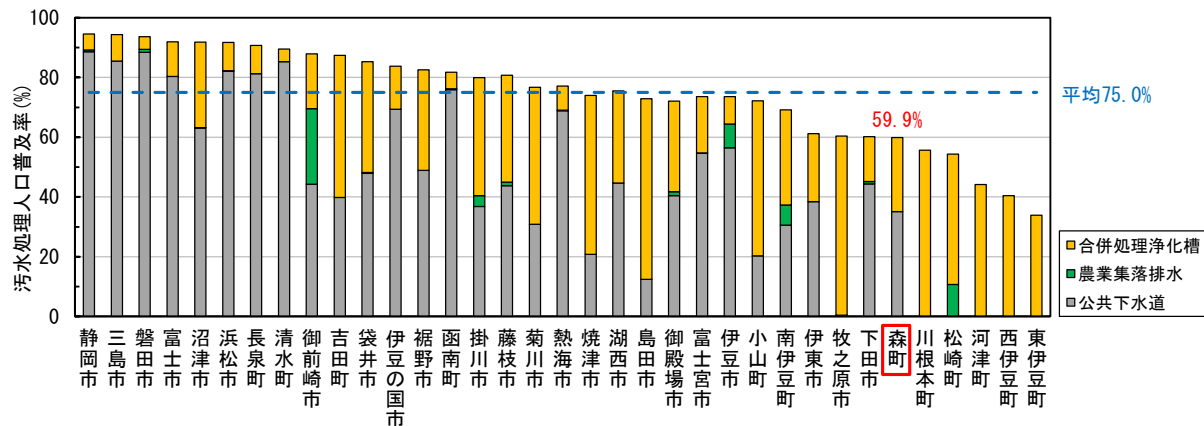


図2 静岡県内の汚水処理人口普及率(令和6年度末)

※5 水質環境基準が定められた河川その他の公共用水域において、その環境基準を達成、維持するため、下水道の整備に関する総合的な基本計画を定めるものであり、個別の下水道計画の上位に位置付けられる。

(3) 下水道計画区域

本町公共下水道の下水道計画区域を図3に示します。

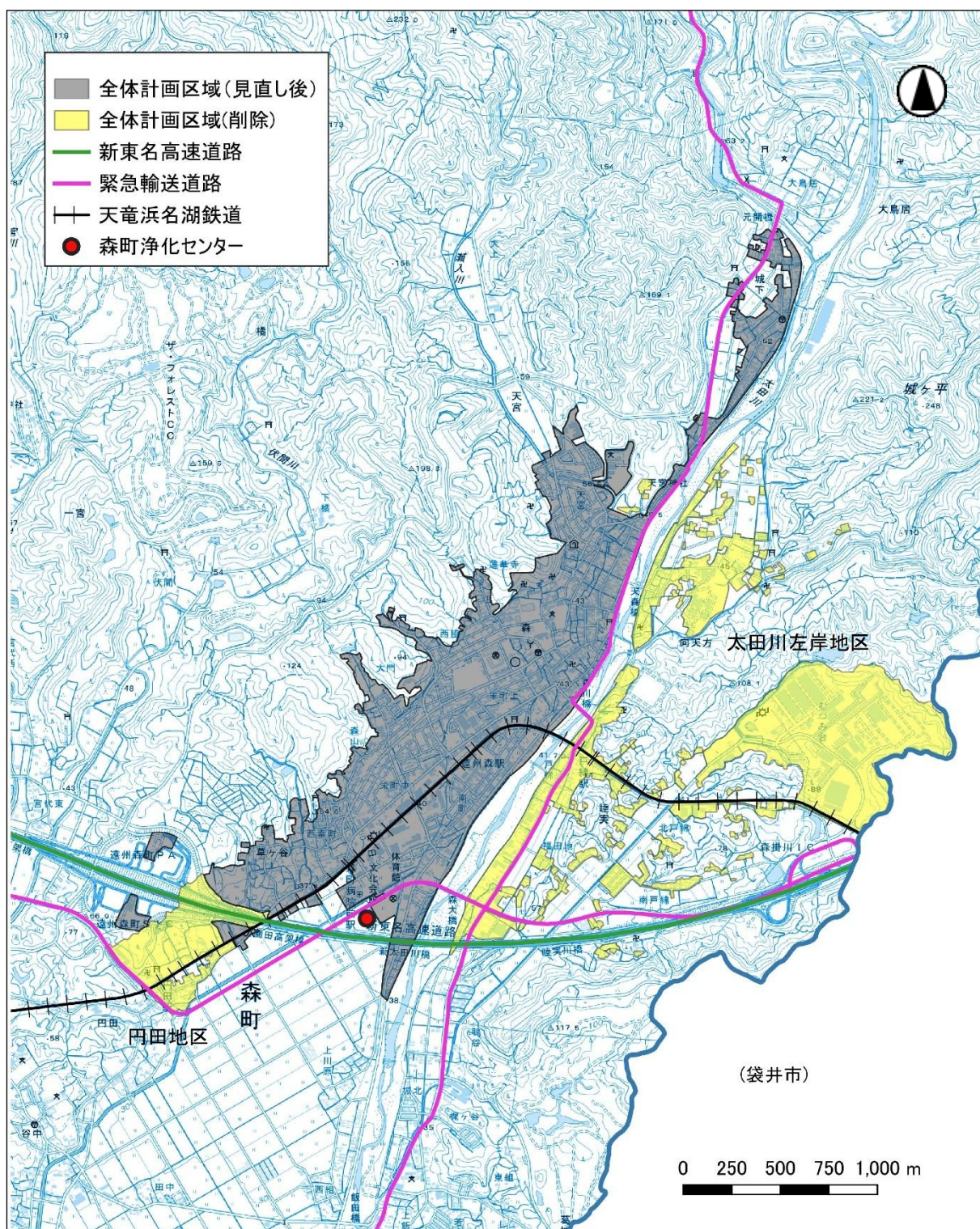


図3 令和6年度の全体計画見直し内容(全体計画区域と事業計画区域は一致)

(出典：地理院タイルに国土数値情報(鉄道、道路)及び下水道計画区域を重ねて表示)

2-2. 公共下水道施設の整備状況

公共下水道施設は主に、下水を収集する管路施設、下水をくみ上げるポンプ施設、下水を処理する処理施設で構成されます。

(1) 管路施設

管路施設は、下水道管渠、マンホール等の総称であり、下水道施設の根幹をなすものです。住居、商業、工業地域等から排出される汚水を収集し、ポンプ場施設、処理場施設または放流先河川まで流下させる機能を持ちます。管路施設の整備状況を図4に示します。

本町では、平成17年度から管路施設の整備を開始し、令和6年度末時点の総延長は47.7kmとなっています。

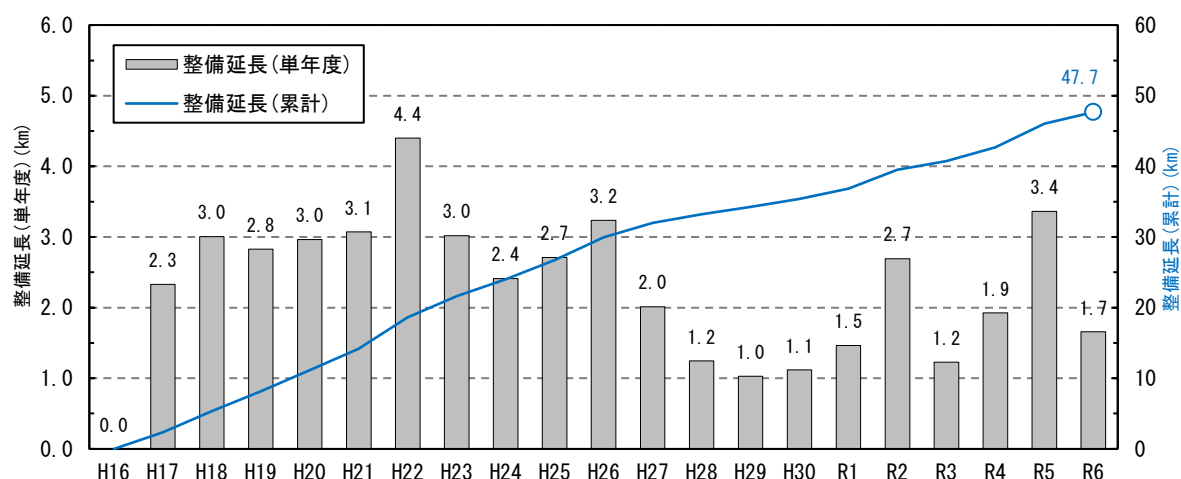


図4 汚水管路施設の整備状況

(2) マンホール形式ポンプ場

マンホール形式ポンプ場は、下水道管渠の埋設が深くなる場合に設けられる揚水施設であり、下水道のマンホールの中にポンプ設備を組み込んで、道路の下に設置されるものです。

本町では5か所(草ケ谷地内及び天宮地内)が整備されています。

(3) 処理施設

処理施設は、管路施設で収集した汚水を浄化し、河川等へ放流する施設です。

本町は、処理施設として森町浄化センターを森町草ケ谷地内に整備し、平成21年3月29日から供用を開始しています。

施設名称	森町浄化センター	
設置位置	森町草ケ谷地内	
事業種別	公共下水道事業(森処理区)	
供用開始年月日	平成21年3月29日	
処理方法	嫌気・好気ろ床法	
計画処理能力	3,090m ³ /日	

2-3. 公共下水道事業会計の現況

公共下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支で構成されます。

(1) 収益的収支

収益的収支は、施設の運転・維持管理等を行うための収入と支出です。収入には、下水道使用料や他会計からの繰入(他会計負担金)、支出には施設の維持管理費や減価償却費等があります。

令和8年度予算においては支出が収入を上回り、経常損失が発生する見込みです。

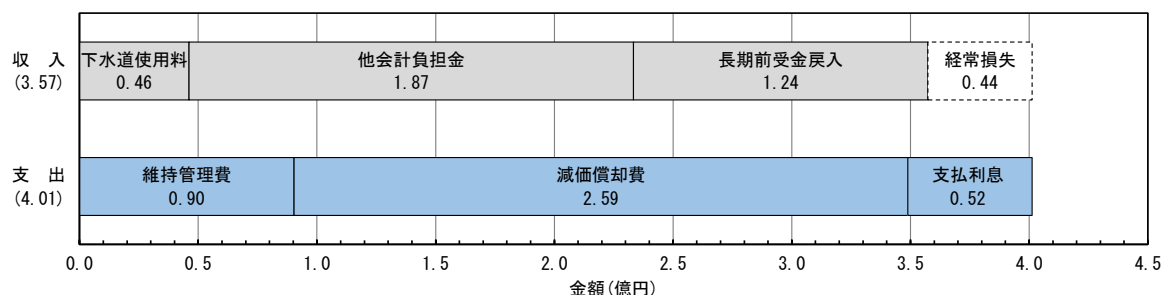


図5 収益的収支(令和8年度予算 税抜)

(2) 資本的収支

資本的収支は、新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出です。収入には、企業債、他会計負担金及び工事負担金(受益者負担金)、支出には建設改良費と企業債償還金があります。

企業債の償還に当たっては、資本費平準化債を発行するとともに損益勘定留保資金等の補填財源※6により対応します。

今後は、資本的収支における財源が不足する見通しであり、事業運営の安定化が課題です。

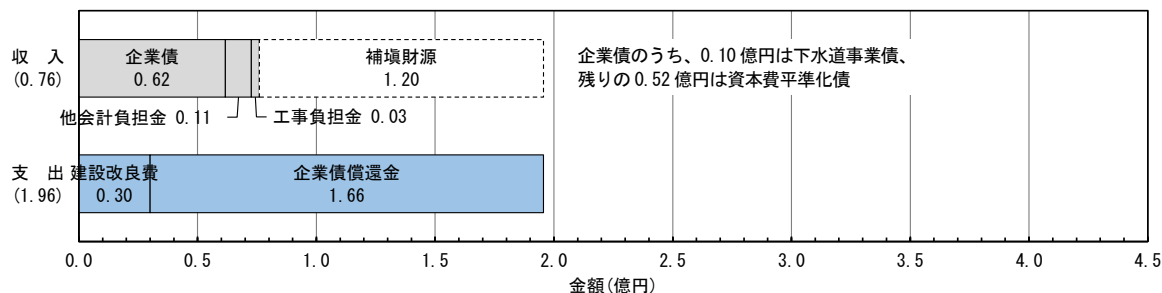


図6 資本的収支(令和8年度予算 税込)

※6 資本的収支は、その性質上、支出が収入を上回ることが一般的であり、この収支不足を補填するために用いられる財源を「補填財源」という。この「補填財源」の主な内訳には、減価償却費等の非現金支出によって内部に蓄積された「損益勘定留保資金」がある。

2-4. 下水道使用料体系の現況

(1) 本町公共下水道の使用料体系

本町公共下水道事業の使用料は、排除した汚水量が多くなるほど単価が上昇する累進制を採用し、平成 22 年度から徴収を開始しています。

一般家庭 20m³/月当たりの下水道使用料は、2,000 円(税込 2,200 円)となっています。

表 3 公共下水道事業の使用料(1 か月につき 税抜)

下水道使用料の区分		排除した汚水量	単位	使用料
一般汚水	基本料金(1 か月につき)	10m ³ まで	円	1,000
	超過料金(1 m ³ につき)	10m ³ を超え 40m ³ まで	円/m ³	100
		40m ³ を超え 100m ³ まで	円/m ³	110
		100m ³ を超え 200m ³ まで	円/m ³	120
		200m ³ を超え 500m ³ まで	円/m ³	130
		500m ³ を超えるもの	円/m ³	140
臨時用汚水	基本料金(1 か月につき)	10m ³ まで	円	1,400
	超過料金(1 m ³ につき)	10m ³ を超えるもの	円/m ³	140

※一般汚水とは、臨時用汚水以外の汚水をいう。

※臨時用汚水とは、土木建築等の工事等において一時的に排除される汚水をいう。

(2) 他団体との比較

静岡県内の公共下水道事業における「一般家庭 20m³/月当たりの下水道使用料」の比較を図 7 に示します。本町の下水道使用料は 2,200 円(税込)であり、静岡県内においては低廉な水準にあります。

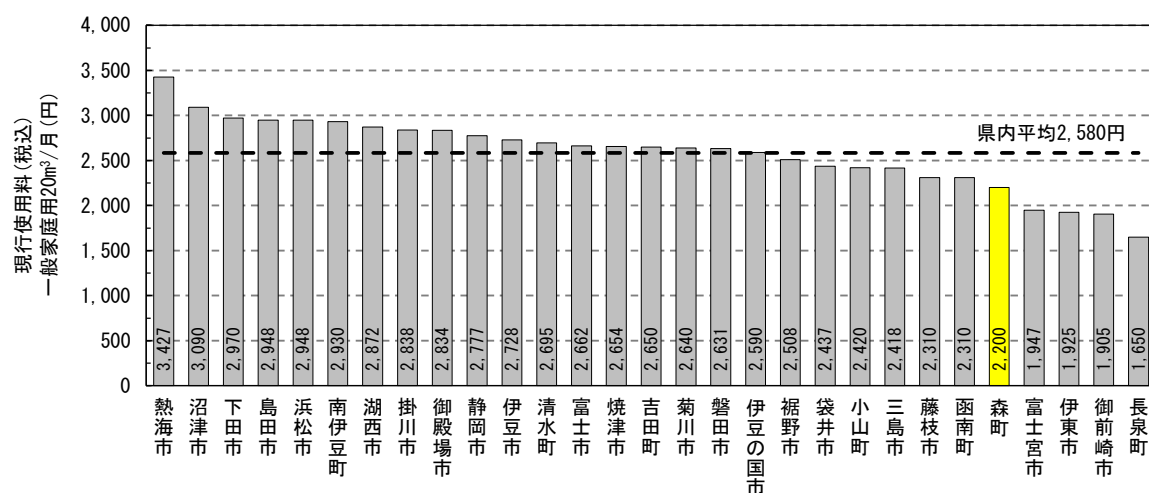


図 7 静岡県内の他団体との比較

[一般家庭 20m³/月当たりの下水道使用料(税込) 令和 7 年 11 月時点]

(出典: 各団体のホームページ)

2-5. 民間活用の現況

処理場の維持管理業務は、施設の供用開始時から運転管理、水質管理、機器点検、薬品等の調達及び小規模修繕等を含めた包括的民間委託を行っています。

2-6. 組織体制の現況

(1)組織体制

本町では、上下水道課内に上水道管理係、下水道管理係及び工務係を設置しています。令和7年度における上下水道課の組織体制を図8に示します。



図8 組織体制(令和7年4月1日時点)

(2)職員数の推移

下水道担当職員数の推移を図9に示します。令和7年度の下水道担当職員は4名となっています。

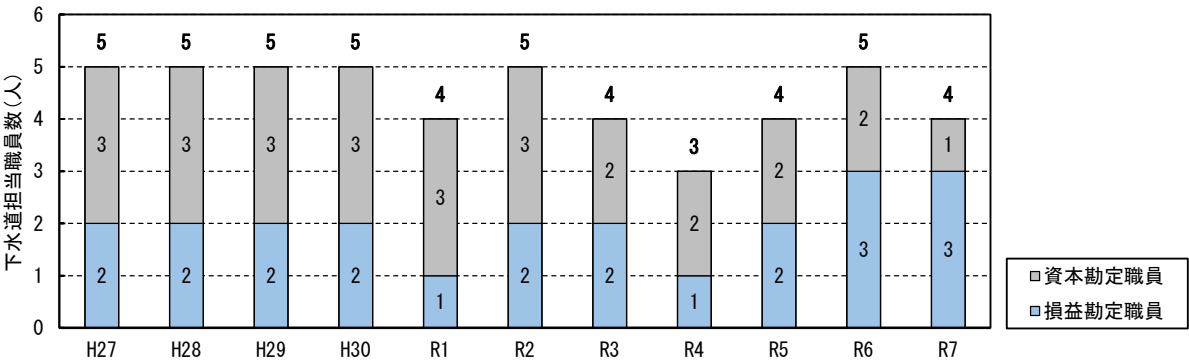


図9 下水道担当職員数の推移

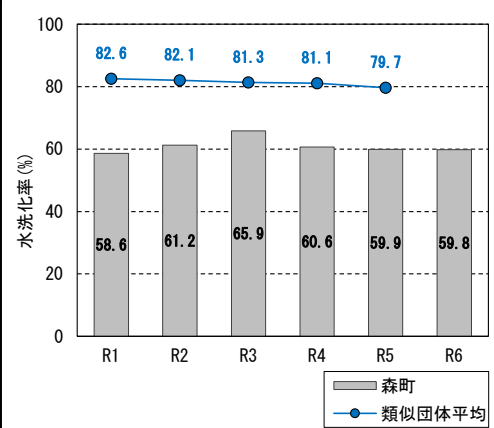
2-7. 公共下水道事業経営の現況

経営比較分析表※7を用いて、経年比較や類似団体との比較により、本町公共下水道事業の経営現況を把握・分析します。

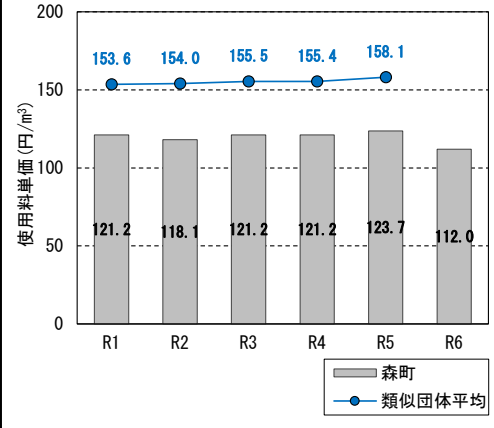
表4 本町の類似団体区分

事業種別	類似団体区分	類似団体
公共下水道	処理区域内人口 3万人未満 処理区域内人口密度 25人/ha以上 供用開始後年数 15年以上	全国170団体 (静岡県内の類似団体) 島田市、湖西市、菊川市、吉田町

(1) 水洗化率

定 義	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標	
算出式	水洗化率(%) $= \text{水洗化人口} \div \text{処理区域内人口} \times 100$	
説 明	本指標は、公共用水域の水質保全や下水道使用料収入等の観点から、100%となっていることが望ましい状態です。	
評 価	本町の水洗化率は類似団体平均を下回り、令和6年度末時点では59.8%にとどまっています。 水洗化率は下水道使用料収入に直結することから、引き続き下水道への接続促進に向けた取組を推進する必要があります。	

(2) 使用料単価

定 義	有収水量1m³当たりの使用料収入を表す指標	
算出式	使用料単価(円/m³) $= \text{下水道使用料収入} \div \text{年間有収水量}$	
説 明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。	
評 価	本町における令和6年度の使用料単価は112.0円/m³であり、類似団体平均より低い水準に据え置かれています。	

[令和5年度以前は税込]

※7「公営企業に係る経営比較分析表の策定及び公表について」（平成27年11月30日 総務省事務連絡）に基づき、毎年度策定されるもの。各公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される。経営戦略の策定を進める上で有益な情報が得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明等に活用することができる。

(3) 汚水処理原価

定 義	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用(汚水資本費※8+汚水維持管理費)を表す指標
算出式	汚水処理原価(円/m ³) =汚水処理費(公費負担分を除く)÷年間有収水量
説 明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。
評 価	本町の汚水処理原価は 150 円/m³ 程度になっています。これは総務省事務連絡※9に基づき、「最低限行うべき経営努力(150 円/m³)」をベースとして、150 円/m³ を超える資本費を公費(基準内繰入)により負担していることによります。 なお、令和 5 年度は他の年度と比べて増加していますが、これは汚水処理費のうち、人件費及び修繕費の一時的な増加によるものです。

期間	森町	類似団体平均
R1	150.0	187.6
R2	150.0	186.3
R3	156.6	188.4
R4	154.3	186.0
R5	199.4	187.1
R6	147.6	187.1

(4) 経費回収率

定 義	汚水処理費をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを表す指標
算出式	経費回収率(%) =使用料単価÷汚水処理原価(公費負担を除く)×100 =下水道使用料収入÷汚水処理費(公費負担を除く)×100
説 明	本指標は 100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。
評 価	本町の経費回収率は類似団体平均を下回り、令和 6 年度末時点では 75.9%にとどまっています。 この要因として、本町は水洗化率が低く、下水道への接続が進んでいないことが挙げられます。 今後は、経営回収率の向上に向けて、収入増加と支出削減のための取組を推進する必要があります。 なお、令和 5 年度は他の年度に比べて低水準になっていますが、これは以下の理由によるものです。 ①人件費及び修繕費の一時的な増加 ②令和 6 年 4 月に地方公営企業法を適用したことに伴う影響

期間	森町	類似団体平均
R1	80.81	81.88
R2	78.71	82.65
R3	77.36	82.55
R4	78.58	83.55
R5	62.02	84.48
R6	75.90	84.48

※8 汚水処理施設に係る減価償却費及び支払利息の合計値

※9 「地方公営企業決算状況調査(下水道)に係る留意事項について」(平成 22 年 4 月 26 日 総務省事務連絡)

第3章 将来の事業環境

3-1. 行政区域内人口の見通し

厚生労働省所管の研究機関である「社会保障・人口問題研究所」（以下「社人研」という。）は、令和2年度の国勢調査を基に令和32年度までの市町村人口を推計し、その結果を令和5年12月に公表しています。

本町の行政区域内人口はすでに減少傾向にあり、社人研によれば令和32年度時点では約10,600人まで減少すると推計されています。

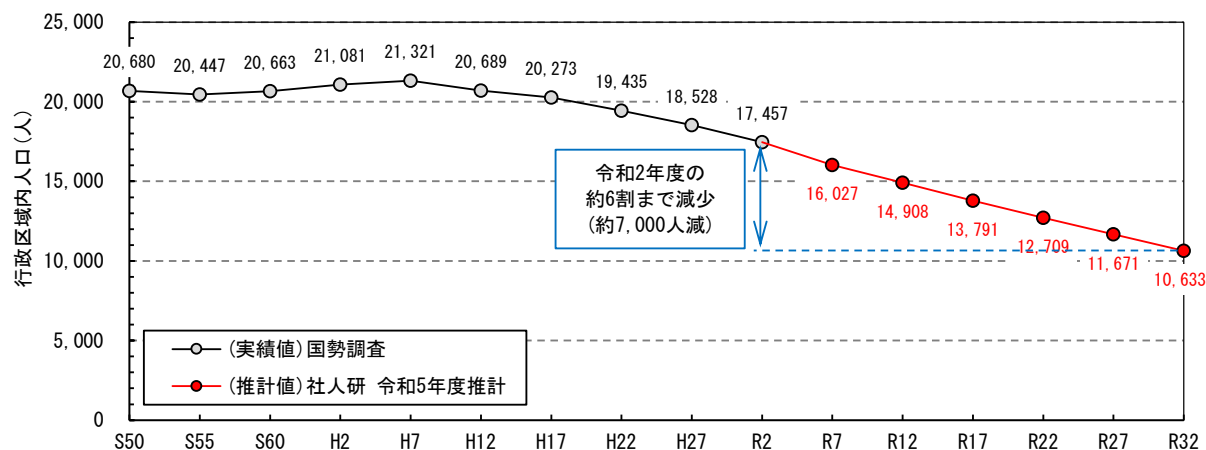


図10 行政区域内人口の見通し

3-2. 処理区域内人口・水洗化人口

下水道が整備された区域内の人口を処理区域内人口といいます。

本町では令和7年度末に下水道管路施設の整備が完了するため、処理区域内人口は行政区域内人口と同様の傾向で減少すると想定されます。

下水道が整備された区域のうち、実際に下水道に接続している人口を水洗化人口といい、処理区域内人口に対する水洗化人口の比は水洗化率と呼ばれます。将来の水洗化率は過年度の実績を踏まえて予測します。また、水洗化人口は、処理区域内人口に水洗化率を乗じて予測します。

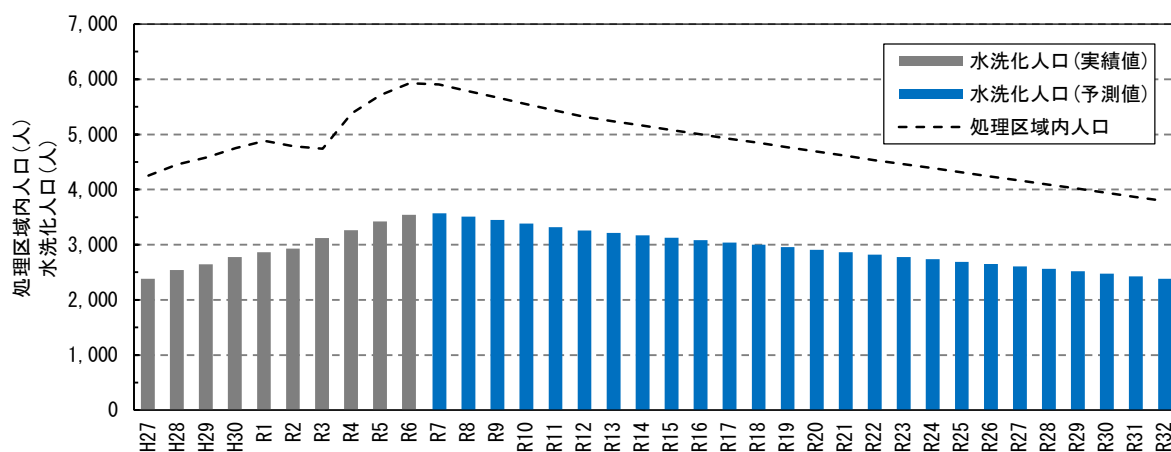


図11 水洗化人口の推移

3-3. 下水道有収水量の見通し

下水道有収水量とは下水道使用料の徴収対象となる水量であり、下水道使用者が実際に排水した汚水の量を指します。現在の下水道使用形態(1人当たりの下水道使用量)を前提とし、将来の下水道有収水量を予測します。

今後は人口減少に伴い下水道有収水量も減少し、令和32年度時点(現時点から25年後)では現在の7割程度まで落ち込むと予測されます。

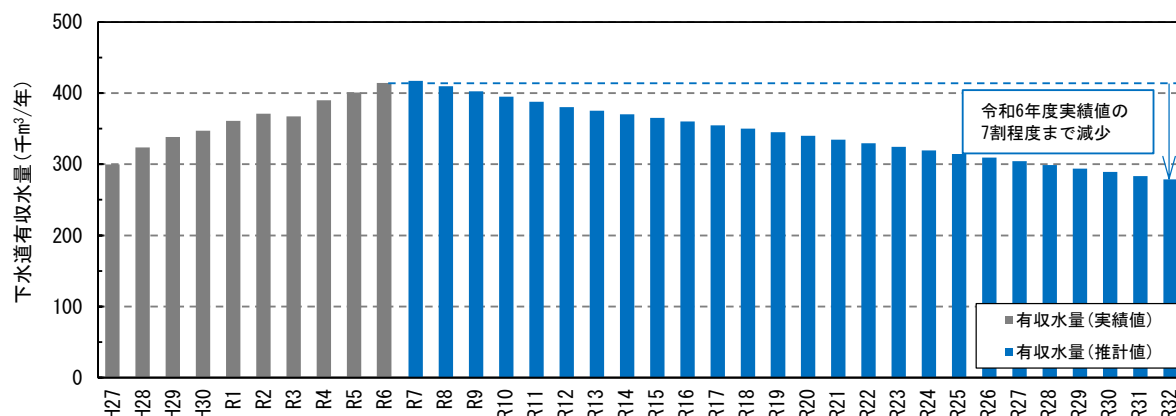


図12 下水道有収水量の見通し

3-4. 下水道使用料収入の見通し

現行の下水道使用料体系を前提とし、将来の下水道使用料収入を予測します。

今後は人口減少に伴い使用料収入も減少し、令和32年度時点(現時点から25年後)では現在の7割程度まで落ち込むと予測されます。

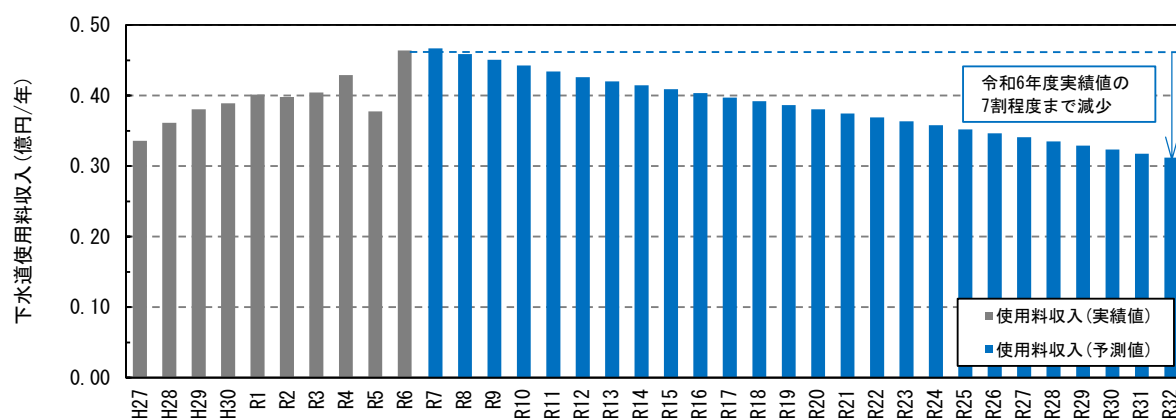


図13 下水道使用料収入の見通し

3-5. 施設の見通し

(1) 管路施設

本町では平成 17 年度から管路施設の整備に着手し、令和 6 年度末時点の整備延長は約 47km となっています。令和 6 年度末時点で最も古い管路でも、布設から 20 年程度の経過年数であり、法定耐用年数(50 年)を超過する管路はありません。

したがって、老朽化を要因とした改築の必要性は低い状況です。

(2) 処理施設

森町浄化センターは平成 21 年 3 月に供用を開始しており、令和 6 年度末時点では供用開始から 16 年が経過しています。

処理施設の機械及び装置の法定耐用年数はおおむね 20 年であることから、改築の必要性が高まっています。

3-6. 組織の見通し

今後想定される施設更新需要の増加に対応するため、技術力の確保が課題となっています。今後は、民間活力の導入を含めた人材の活用や一層の業務の効率化を進めながら、組織体制の適正化を図る必要があります。

3-7. 建設工事環境の見通し

建設工事費デフレーターは、建設投資の実質的な変動を図る指標です。同指標は、令和 6 年時点では平成 27 年の約 1.3 倍まで上昇しており、今後も労務単価や資材の高騰が想定されます。

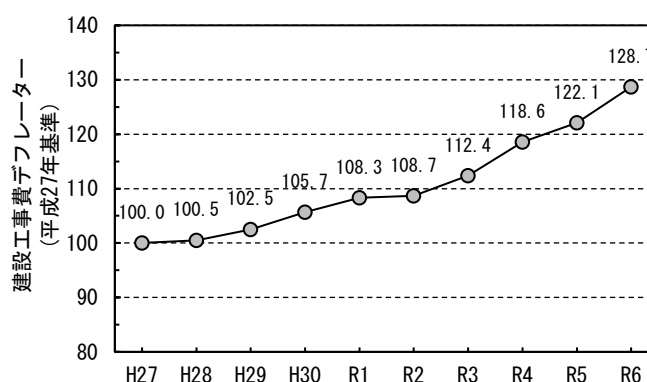


図 14 下水道工事の建設工事費デフレーター
(国土交通省 令和 7 年 10 月 31 日公表)

3-8. 長期貸付利率の見通し

長らく日本においては低金利環境が継続し、企業債発行に際して支払利息を抑制することができていました。

しかし、財政融資資金貸付金利をみると、令和元年から上昇傾向にあり、将来的な金利の上昇リスクが高まる可能性があります。

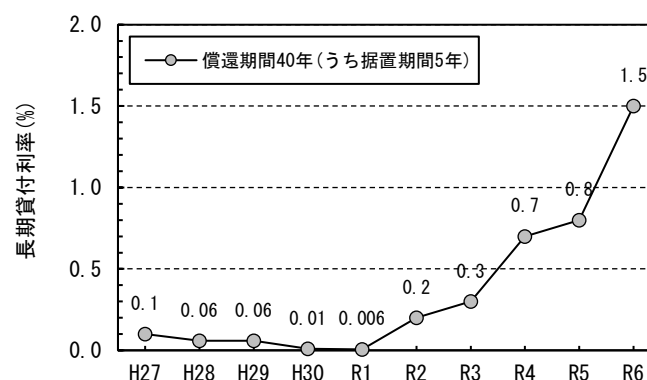


図 15 長期貸付利率(半年賦元利均等)
(出典：財務省財政融資資金貸付金利)

3-9. 公共下水道事業の課題

公共下水道事業の現況及び将来の事業環境の見通しから、本町下水道事業が取り組むべき主要な課題は以下のとおりです。

(1)老朽化施設への対応

森町浄化センターは平成 21 年 3 月に供用を開始しており、令和 6 年度末時点では供用開始から 16 年が経過しています。処理施設を構成する機械及び装置の法定耐用年数はおおむね 20 年であることから、今後、大規模な改築の必要性が高まっている状況です。

今後は、限られた財源の中で、いかに効率的かつ効果的に施設を維持更新していくかが課題です。

(2)技術力の確保

今後想定される施設更新需要の増加に対応するため、技術力の確保が課題です。

(3)水洗化率の向上

本町の水洗化率は、令和 6 年度末時点で 59.8%にとどまっている状況です。水洗化率は下水道使用料収入に直結することから、下水道への接続促進に向けた取組の推進が課題です。

(4)収入の増加に向けた取組の推進

本町の経費回収率は、令和 6 年度時点では 75.9%にとどまっている状況です。また、将来的に人口減少に伴う下水道使用料の減収が想定される一方で、老朽化施設の増加や長期貸付利率の上昇等下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後は、安定した事業運営を推進するため、収入の増加に向けた取組の推進が課題です。

(5)事業運営の安定化

資本的収支における財源不足は今後も継続する見通しであり、事業運営の安定化が課題です。

(6)汚水処理人口普及率の向上

本町の汚水処理人口普及率は令和 6 年度末時点で 59.9%にとどまっており、県内平均を下回っています。今後は、公衆衛生の向上と水域の水質保全を目的として、汚水処理の普及に向けた取組の推進が課題です。

第4章 経営の基本方針

4-1. 基本方針

公共下水道事業の課題や「第9次森町総合計画」（平成29年3月策定）における公共下水道事業の方針を踏まえ、下水道事業経営の基本方針を以下のとおり定めます。

<基本方針>

①安定した下水道サービスの提供

下水道施設の適切な維持管理と計画的な更新により、安定した下水道サービスを提供します。

②持続的な公共下水道事業経営

将来にわたって安定した事業運営を推進するため、財源の確保に向けた取組を推進します。

③汚水処理未普及地域の解消

公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全のため、汚水処理未普及地域の解消を図ります。

4-2. 基本施策

基本方針の内容を具体化し、実行性のある取組へと展開させるものとして、6つの基本施策を定めます(施策の具体的な内容は次章に記載)。

表5 本経営戦略の基本施策

基本方針	基本施策（青字は投資・財政計画に反映した施策）
①安定した下水道サービスの提供	【施策1】 処理施設における老朽化対策の推進 【施策2】 官民連携の推進(技術力の確保)
②持続的な公共下水道事業経営	【施策3】 水洗化率の向上に向けた取組の推進 【施策4】 適正な使用料水準の検討 【施策5】 資本的収支における資金不足の解消
③汚水処理未普及地域の解消	【施策6】 汚水処理人口普及率の向上

4-3. 経営目標

経営戦略の進捗確認のため、経営目標(指標)を定めます。

経費回収率(%)($=\text{下水道使用料収入} \div \text{汚水処理費} \times 100$)は、下水道使用料収入で賄うべき経費(汚水処理費)を、どの程度下水道使用料収入で賄っているかを表す指標です。当該指標は、原則として汚水処理費を下水道使用料収入で賄っている状況を示す「100%以上」であることが求められます。

しかしながら、本町の経費回収率(令和6年度決算ベース)は75.9%にとどまっており、公営企業として安定した経営状況とは言えません。そのため、今後は適正な下水道使用料の設定や経営の効率化等により、経費回収率100%の達成を目標とします。

表6 経営目標の設定

指標名	【実績値】 令和6年度決算	【将来目標値】	
		令和10～13年度	令和14～17年度
経費回収率(%)	75.9%	100%(期間内の平均)	100%(期間内の平均)

第5章 今後の主要な取組

【施策1】処理施設における老朽化対策の推進

下水道事業におけるストックマネジメントとは、持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する活動を指します。

今後、処理施設(森町浄化センター)においては老朽化設備の増加が見込まれるなか、下水道ストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコスト^{※10}の低減及び投資の平準化に取り組みます。

また、ストックマネジメント計画に基づく施設の点検・調査の実施により、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止し、下水道機能を確保します。

＜ストックマネジメント手法の効果＞

- ・施設の安全性を確保し、良好な施設状態の維持が可能となる。
- ・施設全体のライフサイクルコストの低減を図ることが可能となる。
- ・適正かつ合理的な施設管理を実施する事が可能となる。
- ・更新事業費の平準化が可能になる。

【施策2】官民連携の推進(技術力の確保)

地方公共団体が運営している下水道事業において、執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進むなか、下水道の機能・サービスの水準をいかに持続的に確保していくかが全国的な課題となっています。この解決方法の一つとして、地方公共団体と民間事業者が連携して施設の建設、維持管理、運営等を実施するPPP^{※11}/PFI^{※12}(官民連携)があります。

下水道分野においては、令和5年度に「ウォーターPPP」と呼ばれる新たな官民連携方式が内閣府から公表されました。

今後は、官民連携が本町公共下水道事業にとって有益な施策になりうるかを見定めながら、導入の可能性を検証します。

＜PPP/PFI 導入の留意事項＞

- ・民間に幅広い業務を任せるため、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握する必要がある。
- ・行政の管理・指導が不十分であった場合、公共サービスの低下を招く可能性がある。
- ・民間企業の選定に当たっては、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画の内容を行政が評価する必要がある。

【施策3】水洗化率の向上に向けた取組の推進

水洗化率の向上(下水道への接続促進)は、「快適な生活環境の確保」と「公共用水域の水質保全」という下水道整備の目的の達成と、有収水量を増やすことで下水道使用料収入を確保し下水道財政の健全化を図るという2つの観点から重要です。

下水道への接続推進に向けては、町広報を通じて下水道の役割を広くPRするとともに下水道のイメージアップを図る必要があります。本町では、マンホールカード^{※13}等のツールを用いて下水道を広くPRしてきましたが、引き続き下水道への理解を得られるようPR活動に取り組み、下水道への接続を推進していきます。



※10 施設・設備の新規整備、維持、修繕等を含めた生涯費用の総計。

※11 Public Private Partnership 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

※12 Private Finance Initiative PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法。

※13 下水道への理解・関心の深化を目的として、全国の各地方公共団体が発行するカード

【施策4】適正な使用料水準の検討

令和6年度における本町公共下水道事業の経費回収率は75.9%に留まっており、汚水処理に要する費用を下水道使用料で賄えていない状況です。そのため、支出削減のための取組を継続するとともに、収入増加のための取組を推進することが必要です。

本町の下水道使用料は、これまで県内でも低い水準に据え置かれてきました(「2-4. 下水道使用料体系の現況」参照)。

今後は、持続可能な事業運営に向けて、適正な使用料水準について検討を進めます(「第6章 適正な使用料水準の検討」参照)。

【施策5】資本的収支における資金不足の解消

資本的収支における資金不足の解消と事業運営の安定化を図るため、資本費平準化債を発行します。発行に当たっては、元金償還額と減価償却費の推移を注視し、資金期末残高の適正な水準を維持できるように調整を図ります。

資本費平準化債

下水道事業特有の資金需要に対応するため、以下の事項を目的として発行される地方債

- ①下水道事業債の元金償還期間(最長40年)と下水道施設の減価償却期間(最長50年)の乖離によって生じる年度間の資金不足の解消
- ②下水道整備に係る世代間負担の公平性確保

資本費平準化債発行可能額

＝元金償還金総額－減価償却費(長期前受金戻入除く)

【施策6】汚水処理人口普及率の向上

本町公共下水道事業では、令和7年度に污水管路施設の整備が完了します。今後は、汚水処理人口普及率の向上に向けて、下水道への接続を促進するとともに、下水道区域外の地域については単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換^{※14}を促進します。

※14 家庭で設置されている浄化槽には「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」がある。このうち、「単独処理浄化槽」はし尿の処理を対象にしたものであり、生活雑排水(風呂、台所、洗濯等の排水)は処理されない。平成13年度の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換等に努めなければならないとされる。

第6章 適正な使用料水準の検討

(1) 下水道使用料改定の必要性

「2-4. 下水道使用料体系の現況」に示す現状の下水道使用料体系を維持した場合、将来の経費回収率は40%台まで落ち込み(図16)、経営状況は著しく悪化することが想定されます。また、公共下水道事業の資金期末残高は令和10年度以降に不足(赤字)へと転じ(図17)、事業の継続が困難になります。

一時的には一般会計や市中銀行からの借り入れにより資金を確保することも考えられますが、長期的な借り入れは返済の見通しが立たず、下水道事業経営そのものを破綻させかねません。

以上のことから、将来にわたって安定した事業運営を継続していくため、下水道使用料の改定が必要になります。

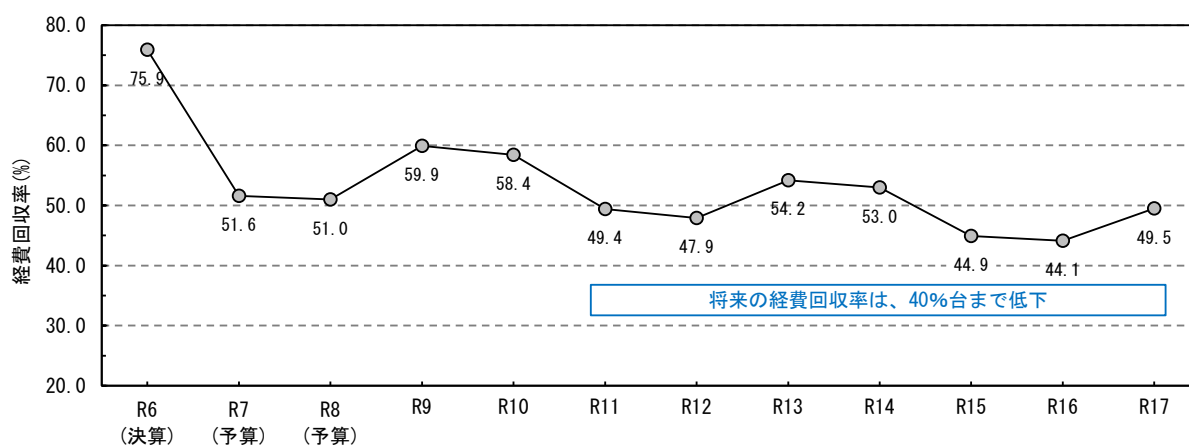


図16 経費回収率の見通し(現状の使用料体系を維持した場合)

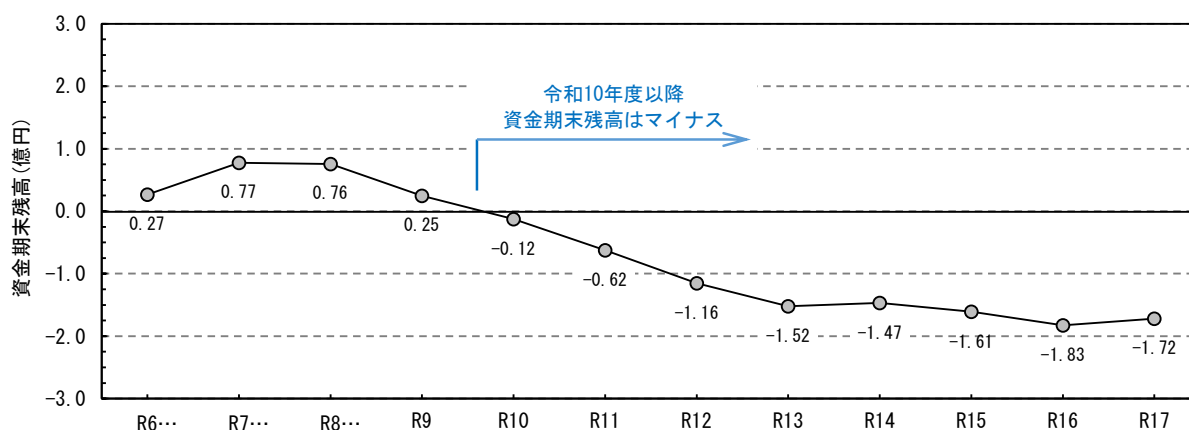


図17 資金期末残高の見通し(現状の使用料体系を維持した場合)

(2) 下水道使用料水準の検討ケース

持続可能な事業運営に向けて、適正な使用料水準について検討を行います。検討に当たっては、以下のケースについて収支予測を行います。

- ①現状の使用料水準を維持するケース
- ②国が示す「最低限の使用料単価(150 円/㎥)」※15に改定するケース
- ③経営目標(経費回収率 100%)を達成する使用料に改定するケース

※15 全国財政課長・市町村担当課長合同会議資料(平成17年1月21日)

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

・汚水処理原価を回収できない事業にあっては、まずは使用料単価を150 円/㎥に引き上げること。

(3) 下水道使用料水準の検討結果

国が示す「最低限の使用料単価(150.0 円/m³)」を採用した場合、将来の経費回収率は 60%から 70%程度にとどまり、経営目標とする 100%に達しません。このため、「最低限の使用料単価(150.0 円/m³)」を上回る形での使用料の改定が不可欠となります。

本経営戦略では、経費回収率 100%を目標としていることから、経費回収率 100%となる使用料単価を設定し投資・財政計画を策定します。

この場合、本経営戦略の計画期間(令和 8～17 年度)において、資金期末残高をプラスに維持することが可能となります。

表 7 下水道使用料水準の検討結果

	現状の使用料水準を維持	経営目標(経費回収率 100%)を達成
改定予定時期	—	令和 10 年度(1 回目) 令和 14 年度(2 回目)
平均使用料単価 (見込み値)[税抜]	112.0 円/m ³ (令和 6 年度決算値)	214.8 円/m ³ (1 回目) 235.1 円/m ³ (2 回目)
使用料改定率 (見込み値)	—	91.8%(1 回目) 9.5%(2 回目)
20m ³ /月当たりの 下水道使用料[税込]	2,200 円	4,220 円(令和 10～13 年度) 4,620 円(令和 14～17 年度)
経費回収率 (4 か年の平均)	52.2%(令和 10～13 年度) 47.6%(令和 14～17 年度)	100.0%(令和 10～13 年度) 100.0%(令和 14～17 年度)
資金期末残高 (令和 17 年度時点)	マイナス 1.71 億円	プラス 1.65 億円

※資金期末残高は資本費平準化債の発行を前提とした数値を示します。

※表中の平均使用料単価及び使用料改定率は見込み値であり、令和 8～9 年度に詳細な検討を実施する予定です。

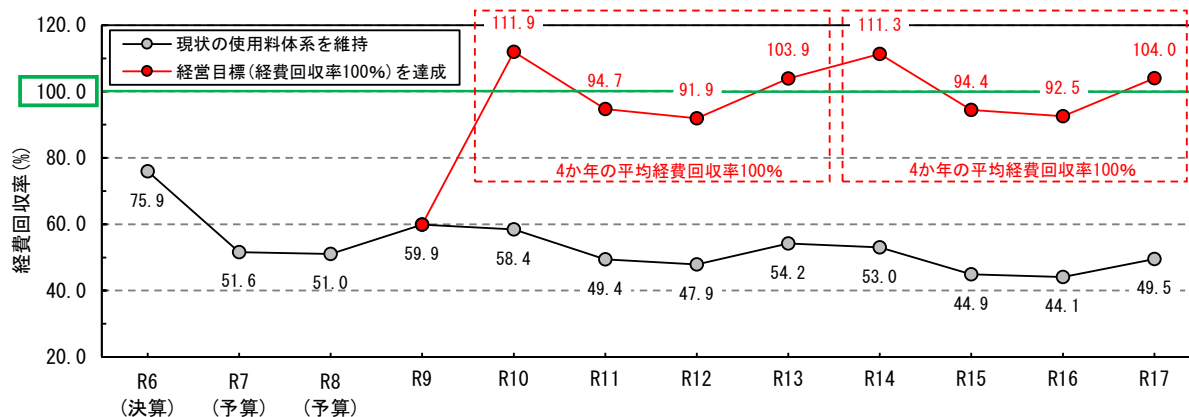


図 18 各ケースの経費回収率

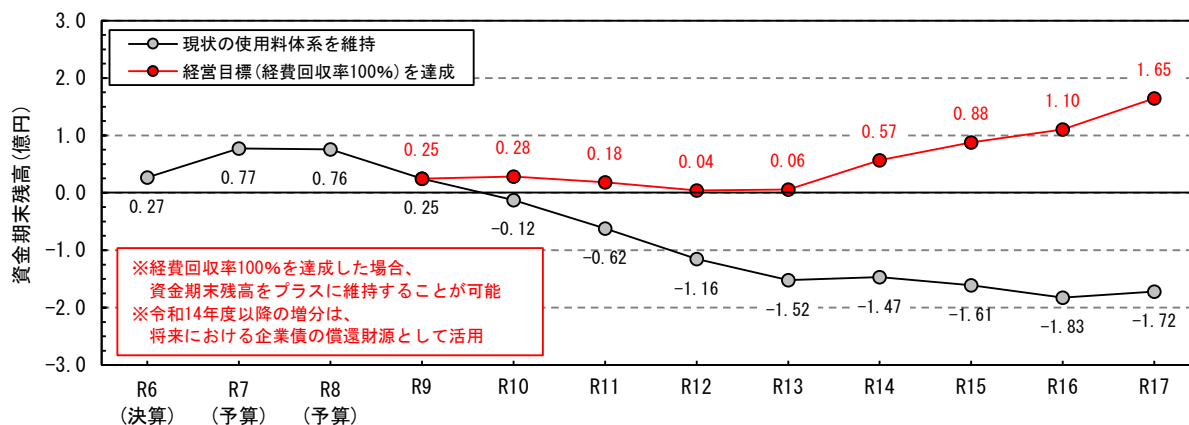


図 19 各ケースの資金期末残高

【参考】下水道使用料改定の考え方等

(1) 使用料算定期間

使用料算定期間は、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲です。

「下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年版」(日本下水道協会)において、使用料算定期間は以下のとおり示されています。これを踏まえ、本経営戦略では使用料算定期間を 4 年に設定して、投資財政・計画を策定しています。

下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年版(日本下水道協会) (p. 10)

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。これらのことから、使用料算定期間は一般的には 3 年から 5 年程度に設定することが適当である。

(2) 使用料改定の水準

本経営戦略では、使用料算定期間(4 年間)において経費回収率が平均 100%になるよう使用料を設定(改定)します。

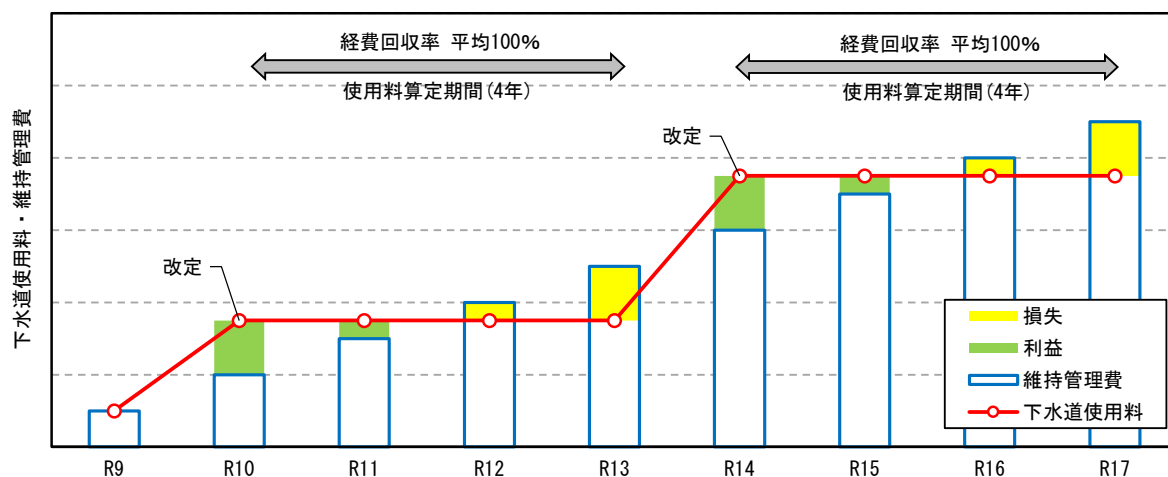


図 20 下水道使用料改定のイメージ

(3) 静岡県内における改定事例

参考として、静岡県内における近年の下水道使用料改定事例を表 8 に示します。

表 8 静岡県内における下水道使用料改定事例

団体名	下水道使用料 改定期期	使用料(20m ³ /月)(円・税込)		上昇額(円)	上昇率(%)
		改定前	改定後		
熱海市	令和7年4月1日	3,087	3,427	340	11.0
下田市	令和6年4月1日	2,420	2,970	550	22.7
南伊豆町	令和7年4月1日	2,310	2,930	620	26.8
沼津市	令和6年4月1日	2,600	3,090	490	18.8
三島市	令和6年4月1日	1,760	2,418	658	37.4
御殿場市	令和6年5月1日	2,574	2,834	260	10.1
清水町	令和7年4月1日	2,558	2,695	138	5.4
島田市	令和6年4月1日	2,362	2,948	586	24.8
吉田町	令和6年4月1日	2,002	2,650	648	32.4
平均値		2,408	2,885	477	19.8

(調査時点：令和 7 年 7 月)

第7章 投資・財政計画(収支計画)

7-1. 投資計画

本経営戦略の計画期間(令和8～17年度)における投資内容及び投資額を表9にまとめます。

表9 計画期間内(令和8～17年度)の投資内容

施設区分	投資区分	投資内容	投資額(億円) [建設改良費]
管路施設	新設	令和7年度末に污水管路整備は完了しますが、宅地開発等において管路延伸等の一定の工事が想定されることから、継続的に投資額を設定します。	1.1
マンホールポンプ	更新	老朽化した設備の更新を実施し、機能を維持します。(更新に要する費用は、耐用年数に基づく施設の老朽化状況を踏まえて設定。)	0.7 【施策1】
処理施設	更新	老朽化した設備の更新を実施し、機能を維持します。(更新に要する費用は、耐用年数に基づく施設の老朽化状況を踏まえて設定。)	18.9 【施策1】
計画策定	計画	ライフサイクルコストの低減及び投資の平準化を目的として、ストックマネジメント計画を策定します。 ストックマネジメント計画に基づく施設の点検・調査の実施により、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止し、下水道機能を確保します。	0.7 【施策1】
人件費等 事務費	—	投資の実施に際して必要になる事務費(職員給与、職員手当、備消耗品費、賃借料等)を見込みます。	2.0
合計			23.4

7-2. 財源計画

財源の試算方法を表10にまとめます。

表10 財源の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的収入 (営業収益)	下水道使用料収入	・将来の人口減少傾向を踏まえて有収水量を設定し、これに使用料単価を乗じて下水道使用料収入を算定 ・使用料単価は「第6章 適正な使用料水準の検討」に示す値を用いる【施策4】
収益的収入 (営業外収益)	他会計負担金(基準内)	・総務省通知「地方公営企業繰出金について」に基づき算定
	他会計補助金(基準外)	・計上なし
	長期前受金戻入※16	・資産の取得に要した補助金等を収益化
資本的収入	企業債	・投資に対して下水道事業債を発行 ・資金不足の解消と世代間負担の公平性の観点から、資本費平準化債を発行【施策5】
	他会計負担金(基準内)	・総務省通知「地方公営企業繰出金について」に基づき算定
	他会計補助金(基準外)	・計上なし
	国(都道府県)補助金	・社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき算定

※16 資産を取得した際にその財源として補助金等を活用した場合、その補助金等を収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して収益化を図るもの。

7-3. 投資以外の経費

投資以外の経費の試算方法を表 11 にまとめます。

表 11 投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出 (営業費用)	職員給与費	・職員数が変動しないものと仮定 ・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	経費(動力費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定 ・汚水量の増減傾向を反映
	経費(修繕費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	経費(委託料)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	経費(材料費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	減価償却費	・下記の耐用年数で減価償却費を算定 ①構築物 50 年、②機械及び装置 20 年
収益的支出 (営業外費用)	支払利息	・下記の条件で支払利息を算定 ・利率は近年の実績値を踏まえて設定 (下水道事業債) 利率 3.0%、償還期間 40 年(うち据置期間 5 年)、元利均等返済 (資本費平準化債) 利率 2.0%、償還期間 20 年(据置期間なし)、元利均等返済
資本的支出	企業債償還金	・支払利息欄に示した条件で償還額を算定

7-4. 物価上昇について

中長期の経済財政の展望として、内閣府から「中長期の経済財政に関する試算」※17が令和 8 年 1 月に公表されており、この中で物価上昇率や賃金上昇率の将来予測値が示されています。

これを参考に、投資・財政計画では将来の物価上昇率として年率 1.1%を見込みます。

※17 今後 10 年間程度の経済財政の展望を提示するものであり、経済再生と財政健全化の進捗状況の評価や中長期的な経済財政政策の検討のための基礎情報として、その審議を行う経済財政諮問会議に提出される。

7-5. 投資・財政計画の策定

将来にわたり持続可能な公共下水道事業経営を実現するため、今後10年間(令和8～17年度)の投資・財政計画を策定します。なお、投資・財政計画は、現在の会計方式(p.2参照)に準じて策定するものです。

(1) 収益的収入

令和10年度及び令和14年度に下水道使用料を改定することにより、下水道使用料の増加を見込みます。

令和14年度以降は、収益的支出の減価償却費及び支払利息が増加することに伴い、他会計負担金も伸長する見込みです。

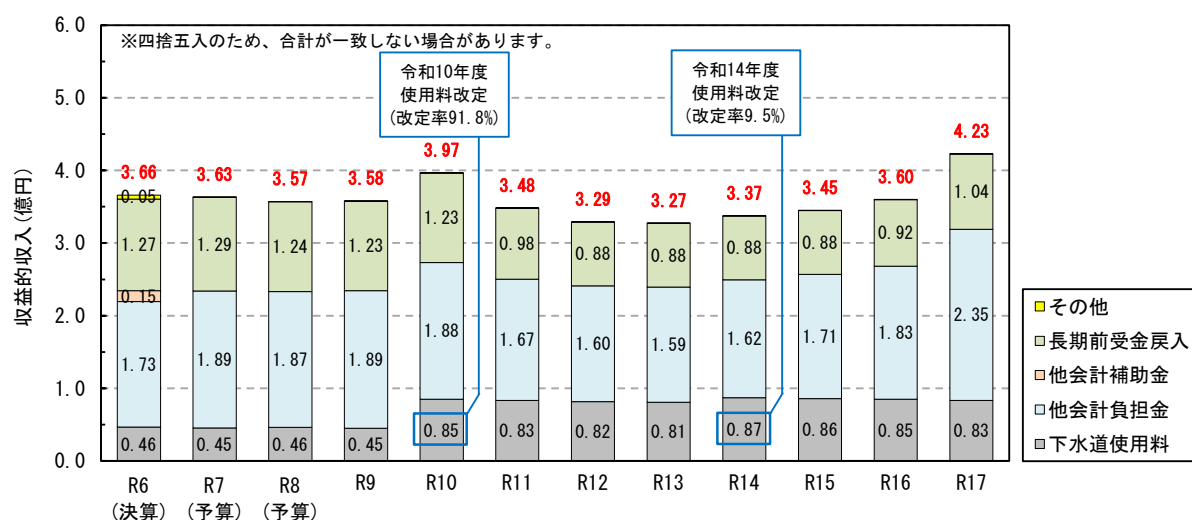


図 21 収益的収入の見通し(税抜)

(2) 収益的支出

過去に取得した資産の償却が順次完了することに伴い、当面は減価償却費が圧縮され、その結果収益的支出も減少する見込みです。

令和14年度以降は、更新工事の実施に伴い減価償却費及び支払利息は増加する見込みであり、令和17年度における収益的支出は4.2億円程度に達する見通しです。

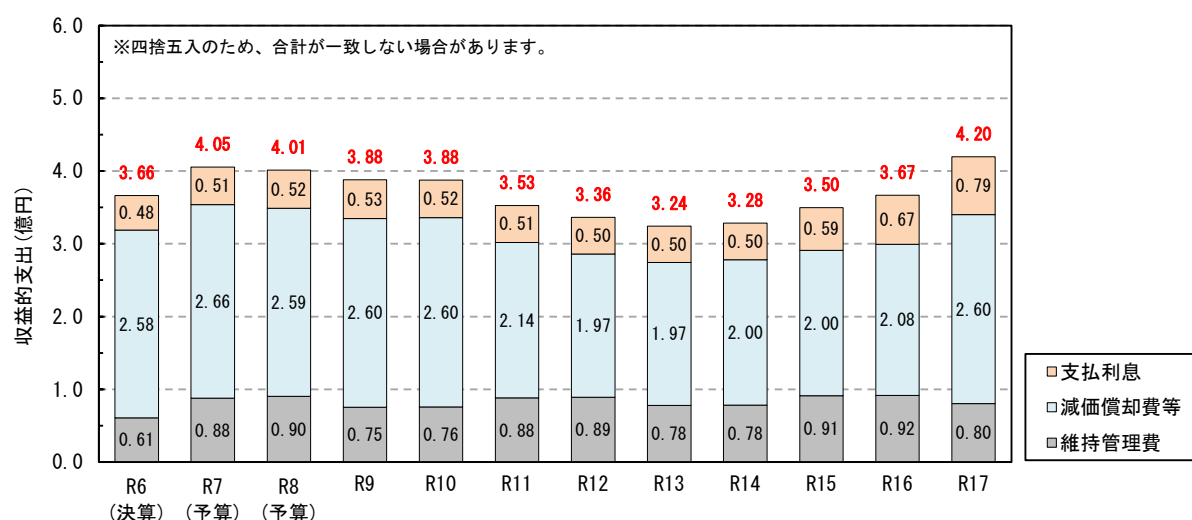


図 22 収益的支出の見通し(税抜)

(3) 資本的収入

令和 8 年度以降は、資本的収支における資金不足の解消と事業運営の安定化を目的として、資本費平準化債を発行します。

令和 14 年度以降は森町浄化センターの更新工事の実施等に伴い、下水道事業債を 3～4 億円程度発行します(収入が支出に不足する額は補填財源で対応)。

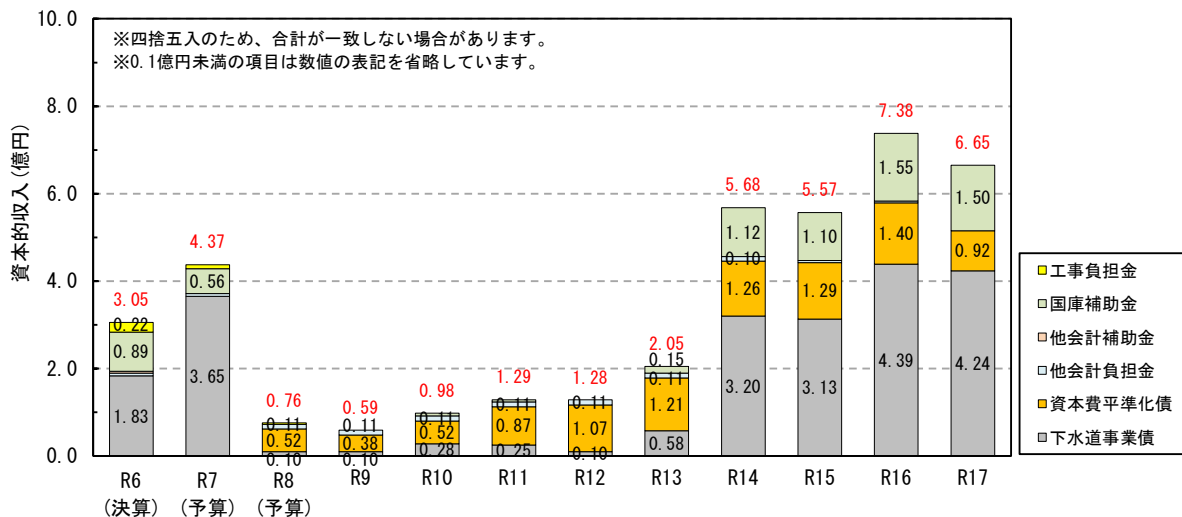


図 23 資本的収入の見通し(税込)

(4) 資本的支出

令和 7 年度末に污水管路施設の整備が完了するため、当面の建設改良費は低水準にとどまります。ただし、令和 14 年度以降は森町浄化センターの更新工事の実施等に伴い、建設改良費は最大で年間 6.0 億円程度が必要になります。

その結果、資本的支出の総額は、最大で年間 8.4 億円に達する見通しです。

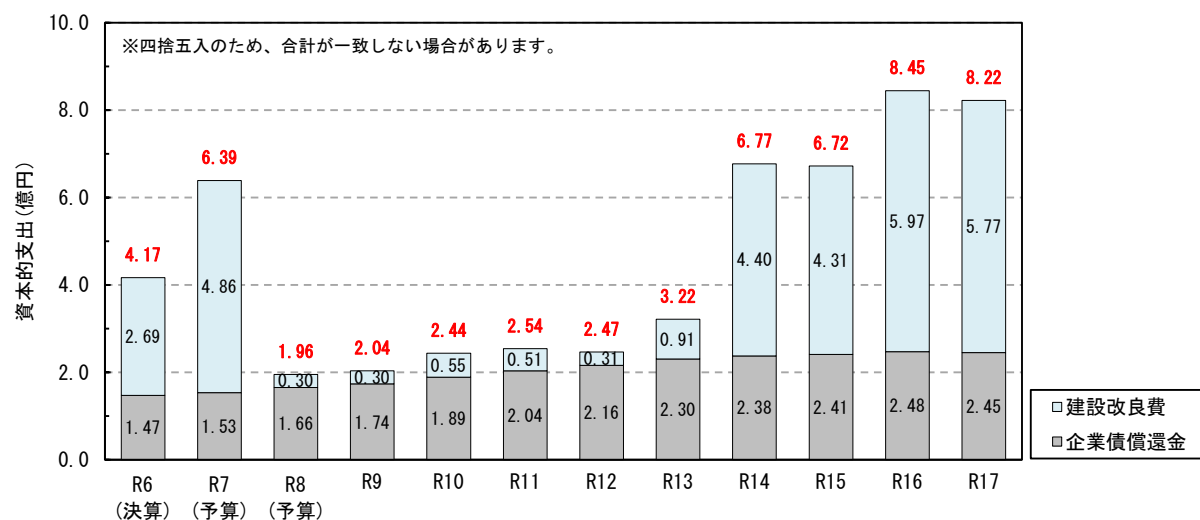


図 24 資本的支出の見通し(税込)
(資本的支出との差額は補填財源で対応)

(5)経費回収率

令和10年度及び令和14年度に下水道使用料を改定することにより、平均的な経費回収率は経営目標である100%を達成できる見通しです。

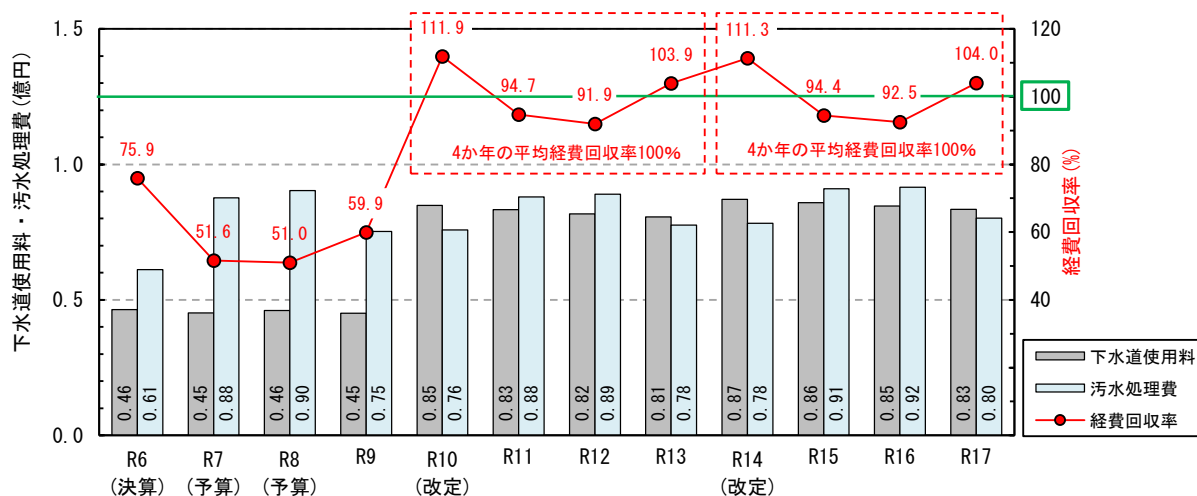
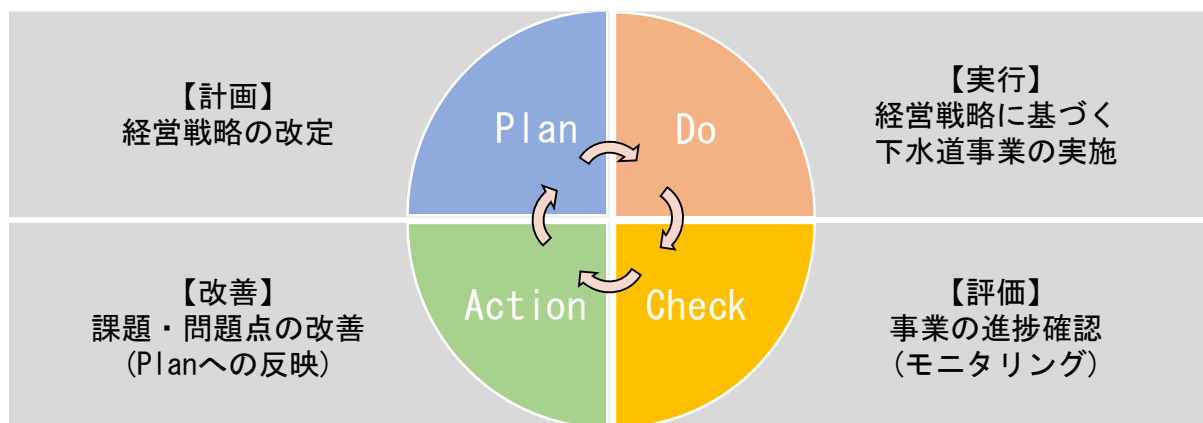


図25 経費回収率の見通し

第8章 経営戦略の進捗確認と改定の方針

本経営戦略は令和17年度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本町の公共下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。

今後は、「Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)」のサイクルを活用して、公共下水道事業経営の評価(モニタリング)を継続的に実施するとともに、4年に1回の頻度で経営戦略の改定を予定します。



【別紙1】経費回収率の向上に向けたロードマップ

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和7年4月1日 国水
下事第65号）に基づき、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を表12に示します。

今後は、経営戦略の改定と併せて、4年に1回の頻度で下水道使用料改定の必要性を検証します。

下水道使用料改定の必要性の検証後は、必要に応じて下水道使用料の改定に向けた準備（詳細な検討）を進めます。

表12 経費回収率の向上に向けたロードマップ

区分	取組内容	(実績)		経営戦略計画期間									
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
業績目標	経費回収率(%)	75.9				100% (R10～13の4か年平均)				100% (R14～17の4か年平均)			
収入増加のための取組	経営戦略改定(4年に1回)		改定作業				改定作業				改定作業		
	使用料改定の必要性検証		検証				検証				検証		
	下水道使用料の改定			改定準備(予定)	改定準備(予定)	改定実施(予定)		改定準備(予定)	改定準備(予定)	改定実施(予定)		改定準備(予定)	改定準備(予定)
	水洗化率の向上に向けた取組の推進			水洗化率向上に向けた広報の充実、PR活動									
	資本的収支における資金不足の解消			資本費平準化債の発行と資金期末残高の確保									
支出削減のための取組	計画的な更新事業の実施			ストックマネジメント計画に基づく点検調査/更新の実施 (ライフサイクルコストの低減、投資の平準化)									

【別紙2】原価計算表

表13 原価計算表

区分	項目	(実績)	投資・財政計画[平均]	
		令和6年度	令和10～13年度	令和14～17年度
維持管理費[税抜] (千円)	管渠費	0	1,022	1,067
	ポンプ場費	2,377	4,663	4,833
	処理場費	30,801	37,872	38,727
	総係費	27,558	39,044	40,634
	小計 A	60,736	82,601	85,261
	公費負担等 B	5,467	18	18
	使用料対象経費 A-B	55,269	82,583	85,243
資本費 (千円)	減価償却費	257,960	216,950	214,157
	長期前受金戻入	▲ 126,525	▲ 99,096	▲ 92,900
	資産減耗費	0	0	2,790
	支払利息	47,561	50,581	63,936
	小計 C	178,996	168,435	187,983
	公費負担等 D	173,133	168,435	187,983
	使用料対象経費 C-D	5,863	0	0
使用料対象経費 合計		61,132	82,583	85,243
下水道使用料(千円/年) 税抜		46,399	82,617	85,249
有収水量(m ³ /年)		414,177	384,623	362,606
使用料単価(円/m ³) 税抜 使用料収入÷有収水量		112.03	214.80	235.10
汚水処理原価(円/m ³) 税抜 使用料対象経費÷有収水量		147.60	214.71	235.08
経費回収率(%) 使用料単価÷汚水処理原価		75.9	100.0	100.0

収益的収支

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (予算)	令和9年度	
収益的収支 (税抜)	収益的収入	1. 営業収益	46,566	45,199	46,108	45,107	
		(1) 下水道使用料収入	46,399	45,184	46,093	45,092	
		(2) 受託工事収益	0	0	0	0	
		(3) その他	167	15	15	15	
		2. 営業外収益	319,626	317,857	310,938	312,744	
		(1) 他会計負担金	173,133	188,595	187,016	189,277	
		(2) 他会計補助金	14,668	0	0	0	
		(3) その他補助金(国費)	0	0	0	0	
		(4) 長期前受金戻入	126,525	129,259	123,919	123,464	
		(5) その他	5,300	3	3	3	
	収入計(A)	366,192	363,056	357,046	357,851		
	収益的支出	1. 営業費用	318,696	352,767	347,491	334,880	
		(1) 職員給与費	15,698	19,441	16,874	17,109	
		・ 基本給	6,757	8,540	8,727	8,849	
		・ その他	8,941	10,901	8,147	8,260	
		(2) 経費	45,038	66,970	72,106	58,200	
		・ 動力費	6,811	8,920	8,897	8,928	
		・ 修繕費	7,218	10,505	10,432	10,578	
		・ 材料費	0	70	70	71	
		・ 委託料	19,041	32,411	35,019	20,924	
		・ その他	11,968	15,064	17,688	17,699	
		(3) 減価償却費	257,960	266,356	258,511	259,571	
		(4) その他	0	0	0	0	
		2. 営業外費用	47,563	52,705	53,794	53,170	
		(1) 支払利息	47,561	51,498	52,424	53,170	
		(2) その他	2	1,207	1,370	0	
		支出計(B)	366,259	405,472	401,285	388,050	
		経常損益(C)=(A)-(B)	△ 67	△ 42,416	△ 44,239	△ 30,199	
		特別利益(D)		36,620	0	0	0
		特別損失(E)		986	150	0	0
特別損益(F)=(D)-(E)		35,634	△ 150	0	0		
当年度純利益(又は純損失)(C)+(F)		35,567	△ 42,566	△ 44,239	△ 30,199		
繰越利益剰余金又は累積欠損金		△ 170,176	△ 212,742	△ 256,981	△ 287,180		
流動資産		147,597	107,325	88,059	37,213		
	うち未収金	27,844	30,013	12,296	12,296		
流動負債		171,542	188,124	202,159	205,299		
	うち建設改良費分	154,260	165,648	171,618	188,779		
	うち一時借入金	0	0	0	0		
	うち未払金	15,770	20,792	29,021	15,000		

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
84,890	83,309	81,729	80,600	87,062	85,882	84,701	83,410
84,875	83,294	81,714	80,585	87,047	85,867	84,686	83,395
0	0	0	0	0	0	0	0
15	15	15	15	15	15	15	15
311,709	264,603	247,305	246,518	250,215	258,862	275,046	339,418
188,245	166,989	159,527	158,980	162,247	170,987	183,253	235,443
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
123,461	97,611	87,775	87,535	87,965	87,872	91,790	103,972
3	3	3	3	3	3	3	3
396,599	347,912	329,034	327,118	337,277	344,744	359,747	422,828
335,909	301,838	285,935	274,517	278,158	291,023	299,425	340,219
17,299	17,490	17,682	17,877	18,073	18,272	18,474	18,677
8,947	9,046	9,145	9,245	9,347	9,450	9,554	9,659
8,352	8,444	8,537	8,632	8,726	8,822	8,920	9,018
58,552	70,514	71,273	59,713	60,178	72,750	73,088	61,529
8,859	8,789	8,718	8,691	8,673	8,650	8,623	8,585
10,694	10,813	10,932	11,051	11,174	11,297	11,421	11,547
72	73	73	74	75	76	77	77
21,152	32,989	33,623	21,861	22,103	34,465	34,589	22,837
17,775	17,850	17,927	18,036	18,153	18,262	18,378	18,483
260,058	213,834	196,980	196,927	199,907	200,001	199,342	257,376
0	0	0	0	0	0	8,521	2,637
51,648	50,766	50,322	49,588	50,305	58,858	67,180	79,402
51,648	50,766	50,322	49,588	50,305	58,858	67,180	79,402
0	0	0	0	0	0	0	0
387,557	352,604	336,257	324,105	328,463	349,881	366,605	419,621
9,042	△ 4,692	△ 7,223	3,013	8,814	△ 5,137	△ 6,858	3,207
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
9,042	△ 4,692	△ 7,223	3,013	8,814	△ 5,137	△ 6,858	3,207
△ 278,138	△ 282,830	△ 290,053	△ 287,040	△ 278,226	△ 283,363	△ 290,221	△ 287,014
40,482	30,439	16,371	18,278	69,105	99,962	122,759	177,071
12,296	12,296	12,296	12,296	12,296	12,296	12,296	12,296
220,055	232,510	246,972	254,214	257,417	264,081	261,513	249,020
203,535	215,990	230,452	237,694	240,897	247,561	244,993	232,500
0	0	0	0	0	0	0	0
15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

資本的収支

		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (予算)	令和9年度
区 分						
資本的 収支 (税込)	資本的 収入	1. 企業債	183, 200	365, 300	61, 700	47, 800
		うち資本費平準化債	0	0	51, 700	37, 600
		2. 他会計出資金	0	0	0	0
		3. 他会計負担金	6, 356	6, 490	10, 910	11, 050
		4. 他会計補助金	4, 200	0	0	0
		5. 他会計借入金	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	89, 314	56, 386	0	0
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0
		8. 工事負担金	22, 390	9, 250	3, 350	0
		9. その他	0	0	0	0
		収入計 (G)	305, 460	437, 426	75, 960	58, 850
		(G)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (H)	37, 829	0	0	0
		純計 (I) = (G) - (H)	267, 631	437, 426	75, 960	58, 850
	資本的 支出	1. 建設改良費	269, 434	485, 711	29, 968	30, 239
		うち職員給与費	14, 454	14, 881	3, 771	3, 824
		2. 企業債償還金	147, 428	153, 473	165, 649	173, 745
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0
		5. その他	0	0	0	0
		支出計 (J)	416, 862	639, 184	195, 617	203, 984
資本的収入額が 資本的支出額に不足する額 (K) = (I) - (J)		149, 231	201, 758	119, 657	145, 134	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	74, 517	148, 929	117, 684	142, 733	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	37, 829	0	0	
	4. 消費税資本的収支調整額等	74, 714	15, 000	1, 973	2, 401	
	補填財源計 (L)	149, 231	201, 758	119, 657	145, 134	
補填財源不足額 (K) - (L)		0	0	0	0	
他会計借入金残高		0	0	0	0	
企業債残高		4, 529, 447	4, 741, 274	4, 637, 325	4, 513, 506	

他会計繰入金

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (予算)	令和9年度
区 分					
収益的収支分		187,801	188,595	187,016	189,277
	うち基準内繰入金	173,133	188,595	187,016	189,277
	うち基準外繰入金	14,668	0	0	0
資本的収支分		10,556	6,490	10,910	11,050
	うち基準内繰入金	6,356	6,490	10,910	11,050
	うち基準外繰入金	4,200	0	0	0
合計		198,357	195,085	197,926	200,327

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
80,300	112,500	116,900	178,500	445,800	442,000	578,800	515,300
52,100	87,300	106,700	121,000	125,700	128,700	140,000	91,500
0	0	0	0	0	0	0	0
11,193	11,339	11,487	11,346	10,238	5,290	4,597	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
6,250	5,000	0	15,000	111,900	109,800	154,900	149,900
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
97,743	128,839	128,387	204,846	567,938	557,090	738,297	665,200
0	0	0	0	0	0	0	0
97,743	128,839	128,387	204,846	567,938	557,090	738,297	665,200
55,456	50,675	30,896	91,482	439,576	431,152	597,007	577,240
3,866	3,909	3,952	3,995	4,039	4,084	4,128	4,174
188,779	203,535	215,990	230,452	237,694	240,897	247,561	244,993
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
244,235	254,210	246,886	321,934	677,270	672,049	844,568	822,233
146,492	125,371	118,499	117,088	109,332	114,959	106,271	157,033
142,370	121,574	116,050	110,498	69,929	76,135	86,418	104,936
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
4,122	3,797	2,449	6,590	39,403	38,824	19,853	52,097
146,492	125,371	118,499	117,088	109,332	114,959	106,271	157,033
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
4,408,741	4,323,637	4,226,894	4,188,852	4,416,116	4,641,633	5,003,113	5,310,267

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
188,245	166,989	159,527	158,980	162,247	170,987	183,253	235,443
188,245	166,989	159,527	158,980	162,247	170,987	183,253	235,443
0	0	0	0	0	0	0	0
11,193	11,339	11,487	11,346	10,238	5,290	4,597	0
11,193	11,339	11,487	11,346	10,238	5,290	4,597	0
0	0	0	0	0	0	0	0
199,438	178,328	171,014	170,326	172,485	176,277	187,850	235,443